

しまね海外販路開拓支援サービス実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内ものづくり・IT・サービス企業による海外販路開拓を支援するため公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）が民間の専門家を活用して実施する、海外販路開拓支援サービス（以下「本サービス」という。）について、適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

(本サービスの内容)

第2条 内容は以下の通りとする。

- 1) ASEAN 以外の市場に販路開拓したい製品・サービス等について、利用者のニーズに合った専門家を紹介する。なお「専門家」とは、利用者の製品・サービス等の業界に詳しく、利用者が希望する国・地域で販路開拓に従事でき、原則として現地に在住している者（ただし現地以外在住の場合は現地の知見と、現地連携パートナーがいることとする）。
- 2) 専門家が、利用者の希望する販路開拓先の現地企業とビジネスマッチングを行う。
なお、「ビジネスマッチング」とは、以下の内容を指す。
 - ・販路開拓先で取引相手となり得る現地企業を発掘すること。
 - ・初回商談の設定および同席（※商談はオンラインで実施する）。
 - ・必要に応じて、現地情報提供及び市場調査（現地の規制・認証の有無、競合状況、価格や流通の形態等）を実施すること。

(利用申請対象者)

第3条 申請ができる者は、次のすべてを満たす者とする。

- 1) 島根県内に本社又は事業所を有する中小企業であること。
- 2) 自社製品・サービス等を有していること（ただし、食品・工芸品は除く）。
- 3) 県税を滞納していないこと。
- 4) ASEAN 以外の市場への販路開拓を目指していること。

なお、タイをはじめとする ASEAN 市場への販路開拓を目指している場合は、島根・ビジネスサポート・オフィス（タイ・バンコク）を紹介する。

(申込方法)

第4条 本サービスの利用を希望する者は、財団に申請書（様式第1号）の提出をしなければならない。

(採否の決定)

第5条 申請書の内容を基に財団がヒアリングを行い、審査の上、採否決定通知書（様式第2号）により通知する。

(本サービスの実施)

第6条 採択後は、以下のプロセスで実施する。

1) 専門家の紹介

財団は、利用者のニーズに合った専門家を紹介する。必要に応じて、専門家選定のためのオンライン面談を実施する。

2) ビジネスマッチング準備

財団は、利用者、専門家によるオンライン面談（必要に応じて複数回）を開催する。

利用者は、専門家に製品情報と希望する取引形態等を説明する。

専門家は、必要に応じて現地情報を提供、市場調査の上、マッチング候補を選定し利用者と協議する。

3) ビジネスマッチング（商談）

専門家は、電話・メール・訪問などで、マッチング候補にアプローチする。興味を示した相手と、利用者のオンライン商談を設定し、通訳を手配する。

※商談には財団・県が同席する。

※オンライン商談に必要な機器（PC・カメラ・スピーカー等）は各自が準備・負担すること。

(本サービスの終了)

第7条 以下の事由に該当する場合、終了とする。

- 1) 3件程度のマッチング相手が見つかり、事業年度の2月末までに各初回商談が終了した場合。
- 2) 事業年度の2月末までにマッチング相手が見つからない(初回商談実施に至らない)場合。
- 3) 専門家による情報提供、市場調査などの結果、事業年度2月末までにマッチング候補が見つかる可能性が低いと判断された場合。
- 4) 利用者が利用中止を申し出た場合。
- 5) 破産等、利用者の事業継続が困難な場合。
- 6) その他の理由により、利用継続が困難と財団が判断した場合。

(実績報告)

第8条 本サービスが完了したとき（中止及び廃止したときを含む）は、利用者は、完了した日の翌日から起算して15日以内に実績報告書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

(フォロー調査)

第9条 利用者は、本サービスが完了した翌年度から3年間、半期に一度程度、事業成果に関する事後調査（様式第4号）等に協力しなければならない。

(利用回数)

第10条

- 1) 対象者が本サービスを利用できる回数は、原則として同一年度につき1回とする。
- 2) 販路開拓先または対象とする製品・サービス等が異なる場合は、同一年度に2回まで利用可能とする。

(留意事項)

第11条 利用者は、以下の点に留意すること。

- 1) 販路開拓先の状況や製品・サービス等の性質などによっては、マッチングが難しい場合がある旨、予め了承すること。
- 2) 本サービスは原則無料だが、支援の内容に応じて経費が必要となる場合、利用者が別途負担すること。
- 3) 申請・マッチング・商談・フォローアップ等、当該サービス利用の際に提出または生じた情報を島根県に共有する場合がある旨、あらかじめ了承すること。

附則

この実施要綱は、令和5年9月1日から施行する。